

3. 事後調査の項目、手法及び結果

事後調査は、本事業に係る工事の実施時及び施設の供用時の環境の状況を把握し、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減することを目的として実施した。

環境影響評価書において、施設の供用時に実施することとした事後調査の項目を表 3.1に示す。

表 3.1 施設の供用時における事後調査の項目

事後調査の項目		
環境要素	影響要因	対象項目
大気質	施設の稼働	二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類
騒音	施設の稼働	騒音レベル(L _{A5})
	廃棄物運搬車両の走行	騒音レベル(L _{Aeq})
振動	施設の稼働	振動レベル(L ₁₀)
	廃棄物運搬車両の走行	振動レベル(L ₁₀)
悪臭	施設の稼働	特定悪臭物質濃度(22物質)、臭気指数
水質及び地下水	施設の稼働	水質汚濁に係る環境基準の項目(健康項目、生活環境項目) ダイオキシン類、イオン分析項目
土壌	施設の稼働	土壌ダイオキシン類、土壌の汚染に係る環境基準項目
植物	施設の存在	ホンゴウソウのモニタリング
動物	施設の稼働	ため池に生息する移動能力が低い生物群
		フクロウの生息状況調査
		鳥類の生息状況調査
		サンインサンショウウオ、イモリの生息・産卵状況の確認
水生生物	施設の稼働	水生生物(キイロヤマトンボ)の分布状況の確認
		ゲンジボタルの分布状況調査
生態系	施設の存在	樹林地の連続性の状況
		フクロウの生息状況調査
		両生類の繁殖状況調査

3.1 大気質調査

3.1.1 調査項目及び調査方法

調査項目及び調査方法を表 3.2に示す。

また、事後調査計画書に示される環境影響評価の検証を行うため、調査結果と施設の環境保全目標(表 3.3及び表 3.4参照)の比較を行った。

表 3.2 調査項目及び調査方法

調査項目	調査方法	測定高
二酸化硫黄	紫外線蛍光法：JIS B 7952	1.5m
窒素酸化物 (二酸化窒素)	オゾンを用いる化学発光法：JIS B 7953 (窒素酸化物＝一酸化窒素＋二酸化窒素)	1.5m
浮遊粒子状物質	β線吸収法：JIS B 7954 なお、分粒装置により粒径 10μm を超える粒子状物質を除去した。	3.0m
塩化水素	炭酸ナトリウムとグリセリンの混合水溶液を含浸させたガラス繊維ろ紙に塩化水素を捕集し、陰イオン溶離液で抽出してイオンクロマトグラフ法で定量する方式：「大気汚染物質測定法指針」（昭和 62 年、環境庁）	1.5m
水銀	金アマルガム法により水銀を 24 時間捕集し、加熱気化-冷原子吸光法により測定：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 31 年 3 月、環境省）	1.5m
ダイオキシン類	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたハイボリュームエアサンプラーにより試料を採取し、高分解能ガスクロマトグラフ法により試料を測定：「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成 20 年 3 月、環境省）	4.0m

表 3.3 環境保全目標（長期平均濃度）

調査項目	環境保全目標	根拠
二酸化硫黄	1 時間値の日平均値が 0.04ppm 以下	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）
二酸化窒素	1 時間値の日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）
浮遊粒子状物質	1 時間値の日平均値が 0.10mg/m ³ 以下	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）
ダイオキシン類	年平均値が 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	「ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）
水銀	0.04 μg/m ³ 以下	「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（平成 15 年、中環審第 143 号）

表 3.4 環境保全目標（短期平均濃度）

調査項目	環境保全目標	根拠
二酸化硫黄	1 時間値が 0.1ppm 以下	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）
二酸化窒素	1 時間値が 0.1～0.2ppm 以下	「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（答申）」（昭和 53 年、中公審第 163 号）
浮遊粒子状物質	1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）
塩化水素	1 時間値が 0.02ppm 以下	「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和 52 年環大規第 136 号）に示された目標環境濃度

3.1.2 調査時期

調査時期は、施設の稼働が定常となった時期から1年間のうち代表的な時期（4季）とした。調査回数は、令和5年度に3回、令和6年度に1回の計4回とした（表 3.5参照）。また、調査は、施設の運転計画を確認し、焼却炉2炉が両方稼働した期間に実施した。

表 3.5 調査時期

調査項目	調査年度	調査時期
二酸化硫黄、窒素酸化物（二酸化窒素）、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類	令和5年度	夏季：令和5年7月23～29日 秋季：令和5年10月3～9日 冬季：令和5年12月7～13日
	令和6年度	春季：令和6年5月14～20日

注）各季7日間の測定とした。

3.1.3 調査地点

調査地点は、環境影響評価の予測における大気汚染物質の最大着地濃度出現地点付近2地点、環境影響評価時に現況調査を行った7地点、民家、老人ホーム、小中学校等の要配慮施設5地点の計14地点とした（表 3.6及び図 3.1参照）。

表 3.6 調査地点

区分	調査地点	調査位置
最大着地濃度出現地点 付近調査地点	St. 1	対象事業実施区域 南東側
	St. 2	緑浄寺（河原町釜口）そばの交差点付近
現況調査地点	St. 3	対象事業実施区域の代表地点
	St. 4	対象事業実施区域北西側の搬入道路近傍地点
	St. 5	対象事業実施区域北側の搬入道路近傍地点
	St. 6	対象事業実施区域北側の風下側代表地点
	St. 7	対象事業実施区域南側の風下側代表地点
	St. 8	対象事業実施区域東側の代表地点
	St. 9	対象事業実施区域西側の代表地点
要配慮施設調査地点	St. 10	対象事業実施区域北東側
	St. 11	特別養護老人ホーム：対象事業実施区域北側
	St. 12	対象事業実施区域北西側
	St. 13	対象事業実施区域北西側
	St. 14	対象事業実施区域南西側

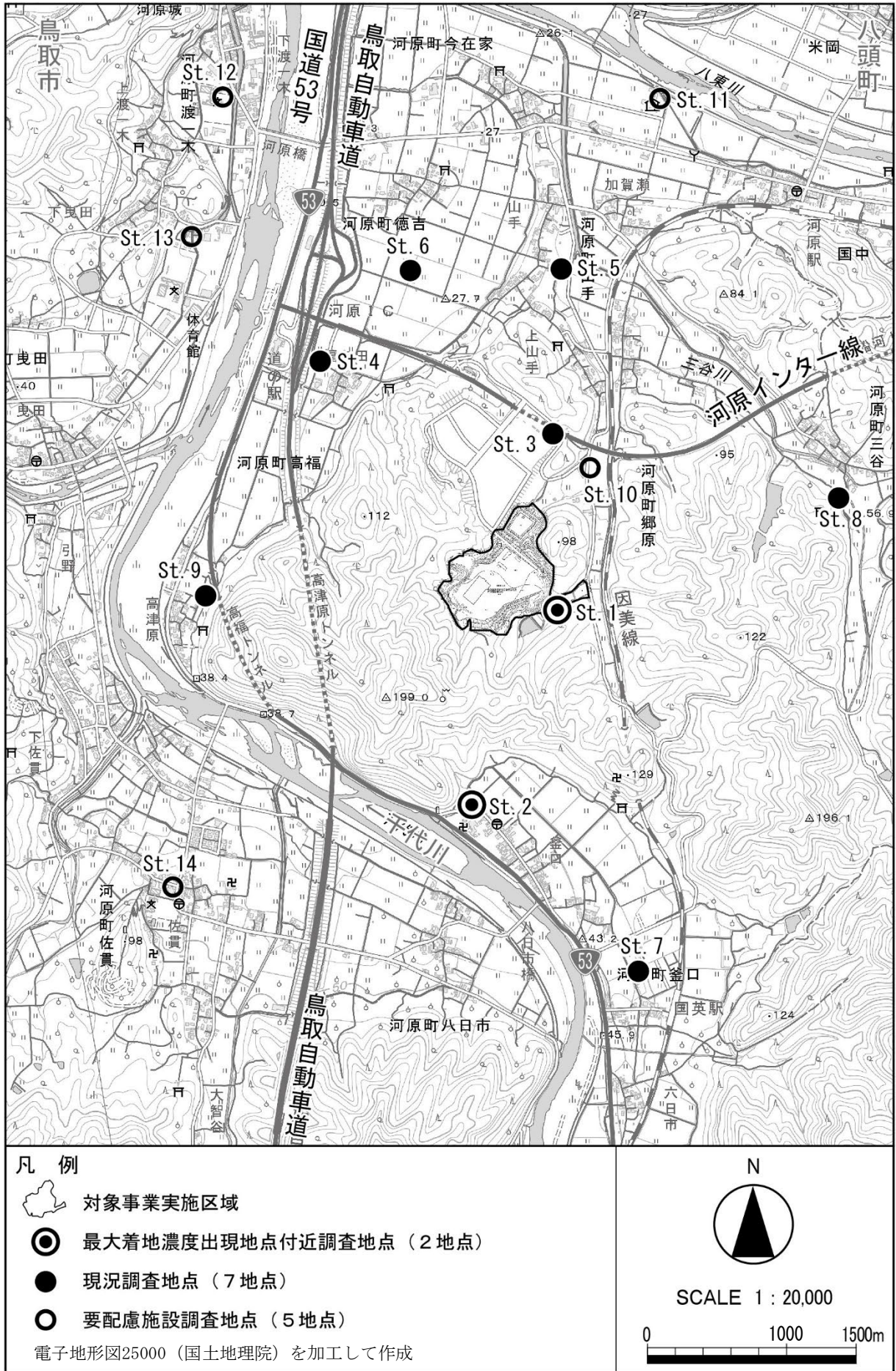


図 3.1 大気質調査地点図

3.1.4 調査結果

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の調査結果は、表 3.7に示すとおりであり、環境保全目標を満足していた。

表 3.7 (1) 二酸化硫黄調査結果 (St. 1~St. 6)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	期間平均値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の最高値 (ppm)
St. 1	夏季	7	168	0.000	0.001	0.000
	秋季	7	168	0.000	0.001	0.001
	冬季	7	168	0.000	0.003	0.001
	春季	7	168	0.000	0.001	0.000
	四季	28	672	0.000	0.003	0.001
St. 2	夏季	7	168	0.001	0.002	0.001
	秋季	7	168	0.000	0.001	0.001
	冬季	7	168	0.001	0.004	0.002
	春季	7	168	0.002	0.003	0.002
	四季	28	672	0.001	0.004	0.002
St. 3	夏季	7	168	0.000	0.001	0.000
	秋季	7	168	0.001	0.001	0.001
	冬季	7	168	0.000	0.003	0.001
	春季	7	168	0.001	0.001	0.001
	四季	28	672	0.001	0.003	0.001
St. 4	夏季	7	168	0.000	0.002	0.001
	秋季	7	168	0.000	0.001	0.000
	冬季	7	168	0.001	0.004	0.002
	春季	7	168	0.000	0.002	0.001
	四季	28	672	0.000	0.004	0.002
St. 5	夏季	7	168	0.000	0.001	0.000
	秋季	7	168	0.000	0.001	0.000
	冬季	7	168	0.000	0.003	0.001
	春季	7	168	0.001	0.001	0.001
	四季	28	672	0.000	0.003	0.001
St. 6	夏季	7	168	0.001	0.001	0.001
	秋季	7	168	0.000	0.000	0.000
	冬季	7	168	0.001	0.004	0.002
	春季	7	168	0.001	0.002	0.001
	四季	28	672	0.001	0.004	0.002
環境保全目標				-	0.1 以下	0.04 以下

注) 有効測定日数：1日に20時間以上測定した日数

表 3.7 (2) 二酸化硫黄調査結果 (St. 7~St. 12)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	期間平均値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の最高値 (ppm)
St. 7	夏季	7	168	0.001	0.002	0.001
	秋季	7	168	0.000	0.001	0.000
	冬季	7	168	0.001	0.004	0.003
	春季	7	168	0.001	0.001	0.001
	四季	28	672	0.001	0.004	0.003
St. 8	夏季	7	168	0.000	0.002	0.001
	秋季	7	168	0.001	0.001	0.001
	冬季	7	168	0.000	0.003	0.002
	春季	7	168	0.000	0.001	0.000
	四季	28	672	0.000	0.003	0.002
St. 9	夏季	7	168	0.001	0.002	0.001
	秋季	7	168	0.000	0.001	0.001
	冬季	7	168	0.001	0.003	0.002
	春季	7	168	0.001	0.003	0.001
	四季	28	672	0.001	0.003	0.002
St. 10	夏季	7	168	0.000	0.001	0.000
	秋季	7	168	0.001	0.001	0.001
	冬季	7	168	0.000	0.003	0.002
	春季	7	168	0.001	0.002	0.001
	四季	28	672	0.001	0.003	0.002
St. 11	夏季	7	168	0.000	0.001	0.000
	秋季	7	168	0.000	0.001	0.000
	冬季	7	168	0.000	0.003	0.001
	春季	7	168	0.000	0.001	0.000
	四季	28	672	0.000	0.003	0.001
St. 12	夏季	7	168	0.001	0.001	0.001
	秋季	7	168	0.001	0.001	0.001
	冬季	7	168	0.001	0.004	0.002
	春季	7	168	0.001	0.003	0.002
	四季	28	672	0.001	0.004	0.002
環境保全目標				-	0.1 以下	0.04 以下

注) 有効測定日数：1日に20時間以上測定した日数
 網掛け箇所は、全調査地点の調査結果の最大値を示す。

表 3.7 (3) 二酸化硫黄調査結果 (St. 13~St. 14)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	期間平均値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の最高値 (ppm)
St. 13	夏季	7	168	0.001	0.003	0.001
	秋季	7	168	0.000	0.001	0.001
	冬季	7	168	0.001	0.006	0.002
	春季	7	168	0.001	0.005	0.001
	四季	28	672	0.001	0.006	0.002
St. 14	夏季	7	168	0.001	0.001	0.001
	秋季	7	168	0.000	0.001	0.000
	冬季	7	168	0.001	0.003	0.002
	春季	7	168	0.001	0.003	0.001
	四季	28	672	0.001	0.003	0.002
環境保全目標				-	0.1 以下	0.04 以下

注) 有効測定日数：1日に20時間以上測定した日数

網掛け箇所は、全調査地点の調査結果の最大値を示す。

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素の調査結果は、表 3.8に示すとおりであり、環境保全目標を満足していた。

表 3.8 (1) 二酸化窒素調査結果 (St. 1~St. 6)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	期間平均値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の最高値 (ppm)
St. 1	夏季	7	168	0.001	0.005	0.002
	秋季	7	168	0.002	0.004	0.002
	冬季	7	168	0.002	0.006	0.002
	春季	7	168	0.002	0.008	0.003
	四季	28	672	0.002	0.008	0.003
St. 2	夏季	7	168	0.002	0.005	0.003
	秋季	7	168	0.002	0.004	0.002
	冬季	7	168	0.003	0.009	0.004
	春季	7	168	0.004	0.007	0.004
	四季	28	672	0.003	0.009	0.004
St. 3	夏季	7	168	0.002	0.006	0.002
	秋季	7	168	0.002	0.008	0.002
	冬季	7	168	0.003	0.007	0.004
	春季	7	168	0.003	0.013	0.004
	四季	28	672	0.003	0.013	0.004
St. 4	夏季	7	168	0.002	0.004	0.002
	秋季	7	168	0.002	0.007	0.003
	冬季	7	168	0.003	0.008	0.004
	春季	7	168	0.003	0.011	0.004
	四季	28	672	0.003	0.011	0.004
St. 5	夏季	7	168	0.002	0.007	0.002
	秋季	7	168	0.002	0.008	0.002
	冬季	7	168	0.003	0.010	0.003
	春季	7	168	0.002	0.013	0.003
	四季	28	672	0.002	0.013	0.003
St. 6	夏季	7	168	0.003	0.006	0.003
	秋季	7	168	0.002	0.005	0.003
	冬季	7	168	0.003	0.009	0.003
	春季	7	168	0.002	0.005	0.003
	四季	28	672	0.003	0.009	0.003
環境保全目標				-	0.1 以下	0.04 以下

注) 有効測定日数：1日に20時間以上測定した日数

表 3.8 (2) 二酸化窒素調査結果 (St. 7~St. 12)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	期間平均値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の最高値 (ppm)
St. 7	夏季	7	168	0.002	0.004	0.002
	秋季	7	168	0.002	0.004	0.002
	冬季	7	168	0.003	0.009	0.003
	春季	7	168	0.003	0.008	0.003
	四季	28	672	0.003	0.009	0.003
St. 8	夏季	7	168	0.001	0.002	0.001
	秋季	7	168	0.001	0.002	0.001
	冬季	7	168	0.002	0.007	0.002
	春季	7	168	0.002	0.004	0.002
	四季	28	672	0.002	0.007	0.002
St. 9	夏季	7	168	0.002	0.011	0.003
	秋季	7	168	0.002	0.008	0.003
	冬季	7	168	0.003	0.012	0.004
	春季	7	168	0.004	0.021	0.006
	四季	28	672	0.003	0.021	0.006
St. 10	夏季	7	168	0.002	0.010	0.002
	秋季	7	168	0.003	0.032	0.004
	冬季	7	168	0.004	0.016	0.005
	春季	7	168	0.003	0.018	0.004
	四季	28	672	0.003	0.032	0.005
St. 11	夏季	7	168	0.002	0.004	0.002
	秋季	7	168	0.002	0.005	0.002
	冬季	7	168	0.002	0.008	0.003
	春季	7	168	0.002	0.006	0.003
	四季	28	672	0.002	0.008	0.003
St. 12	夏季	7	168	0.002	0.004	0.002
	秋季	7	168	0.002	0.004	0.002
	冬季	7	168	0.002	0.006	0.003
	春季	7	168	0.002	0.004	0.002
	四季	28	672	0.002	0.006	0.003
環境保全目標				-	0.1 以下	0.04 以下

注) 有効測定日数：1日に20時間以上測定した日数
 網掛け箇所は、全調査地点の調査結果の最大値を示す。

表 3.8 (3) 二酸化窒素調査結果 (St. 13~St. 14)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	期間平均値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	日平均値 の最高値 (ppm)
St. 13	夏季	7	168	0.002	0.003	0.002
	秋季	7	168	0.001	0.004	0.002
	冬季	7	168	0.002	0.005	0.003
	春季	7	168	0.002	0.004	0.002
	四季	28	672	0.002	0.005	0.003
St. 14	夏季	7	168	0.002	0.005	0.003
	秋季	7	168	0.001	0.003	0.002
	冬季	7	168	0.002	0.005	0.003
	春季	7	168	0.002	0.004	0.002
	四季	28	672	0.002	0.005	0.003
環境保全目標				-	0.1 以下	0.04 以下

注) 有効測定日数: 1日に20時間以上測定した日数

(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の調査結果は、表 3.9に示すとおりであり、環境保全目標を満足していた。

表 3.9 (1) 浮遊粒子状物質調査結果 (St. 1~St. 6)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	期間平均値 (mg/m ³)	1 時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の最高値 (mg/m ³)
St. 1	夏季	7	168	0.013	0.025	0.020
	秋季	7	168	0.008	0.021	0.011
	冬季	7	168	0.013	0.035	0.019
	春季	7	168	0.012	0.026	0.017
	四季	28	672	0.012	0.035	0.020
St. 2	夏季	7	168	0.016	0.031	0.025
	秋季	7	168	0.009	0.017	0.012
	冬季	7	168	0.017	0.049	0.031
	春季	7	168	0.012	0.037	0.018
	四季	28	672	0.014	0.049	0.031
St. 3	夏季	7	168	0.021	0.044	0.030
	秋季	7	168	0.009	0.022	0.012
	冬季	7	168	0.014	0.039	0.022
	春季	7	168	0.010	0.024	0.015
	四季	28	672	0.014	0.044	0.030
St. 4	夏季	7	168	0.024	0.048	0.035
	秋季	7	168	0.012	0.034	0.015
	冬季	7	168	0.014	0.042	0.023
	春季	7	168	0.011	0.024	0.017
	四季	28	672	0.015	0.048	0.035
St. 5	夏季	7	168	0.015	0.031	0.023
	秋季	7	168	0.008	0.025	0.011
	冬季	7	168	0.014	0.037	0.021
	春季	7	168	0.011	0.025	0.016
	四季	28	672	0.012	0.037	0.023
St. 6	夏季	7	168	0.017	0.034	0.025
	秋季	7	168	0.010	0.027	0.013
	冬季	7	168	0.016	0.054	0.029
	春季	7	168	0.013	0.031	0.018
	四季	28	672	0.014	0.054	0.029
環境保全目標				-	0.20 以下	0.10 以下

注) 有効測定日数：1日に20時間以上測定した日数

網掛け箇所は、全調査地点の調査結果の最大値を示す。

表 3.9 (2) 浮遊粒子状物質調査結果 (St. 7~St. 12)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	期間平均値 (mg/m ³)	1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の最高値 (mg/m ³)
St. 7	夏季	7	168	0.016	0.027	0.023
	秋季	7	168	0.009	0.035	0.010
	冬季	7	168	0.015	0.044	0.028
	春季	7	168	0.012	0.052	0.017
	四季	28	672	0.013	0.052	0.028
St. 8	夏季	7	168	0.018	0.046	0.026
	秋季	7	168	0.009	0.018	0.012
	冬季	7	168	0.012	0.033	0.019
	春季	7	168	0.014	0.038	0.017
	四季	28	672	0.013	0.046	0.026
St. 9	夏季	7	168	0.016	0.032	0.024
	秋季	7	168	0.010	0.027	0.013
	冬季	7	168	0.017	0.040	0.028
	春季	7	168	0.013	0.035	0.018
	四季	28	672	0.014	0.040	0.028
St. 10	夏季	7	168	0.017	0.033	0.026
	秋季	7	168	0.008	0.018	0.011
	冬季	7	168	0.013	0.055	0.022
	春季	7	168	0.011	0.024	0.016
	四季	28	672	0.012	0.055	0.026
St. 11	夏季	7	168	0.017	0.033	0.023
	秋季	7	168	0.007	0.026	0.009
	冬季	7	168	0.014	0.031	0.023
	春季	7	168	0.011	0.023	0.015
	四季	28	672	0.012	0.033	0.023
St. 12	夏季	7	168	0.014	0.025	0.022
	秋季	7	168	0.009	0.033	0.011
	冬季	7	168	0.017	0.040	0.030
	春季	7	168	0.011	0.023	0.017
	四季	28	672	0.013	0.040	0.030
環境保全目標				-	0.20 以下	0.10 以下

注) 有効測定日数：1日に20時間以上測定した日数
 網掛け箇所は、全調査地点の調査結果の最大値を示す。

表 3.9 (3) 浮遊粒子状物質調査結果 (St. 13~St. 14)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	測定 時間 (時間)	期間平均値 (mg/m ³)	1時間値 の最高値 (mg/m ³)	日平均値 の最高値 (mg/m ³)
St. 13	夏季	7	168	0.017	0.032	0.026
	秋季	7	168	0.010	0.042	0.013
	冬季	7	168	0.016	0.040	0.028
	春季	7	168	0.011	0.024	0.017
	四季	28	672	0.014	0.042	0.028
St. 14	夏季	7	168	0.015	0.027	0.022
	秋季	7	168	0.010	0.023	0.013
	冬季	7	168	0.017	0.046	0.031
	春季	7	168	0.013	0.028	0.019
	四季	28	672	0.014	0.046	0.031
環境保全目標				-	0.20 以下	0.10 以下

注) 有効測定日数: 1日に20時間以上測定した日数

(4) 塩化水素

塩化水素の調査結果は、表 3.10に示すとおりであり、環境保全目標を満足していた。

表 3.10 (1) 塩化水素調査結果 (St. 1~St. 6)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	期間平均値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)
St. 1	夏季	7	<0.0002	0.0002
	秋季	7	0.0002	0.0003
	冬季	7	<0.0002	0.0003
	春季	7	<0.0002	0.0003
	四季	28	<0.0002	0.0003
St. 2	夏季	7	0.0003	0.0005
	秋季	7	<0.0002	<0.0002
	冬季	7	<0.0002	0.0003
	春季	7	0.0002	0.0004
	四季	28	<0.0002	0.0005
St. 3	夏季	7	0.0003	0.0005
	秋季	7	<0.0002	0.0002
	冬季	7	<0.0002	0.0002
	春季	7	0.0003	0.0006
	四季	28	0.0003	0.0006
St. 4	夏季	7	0.0003	0.0004
	秋季	7	<0.0002	0.0002
	冬季	7	<0.0002	0.0003
	春季	7	0.0003	0.0005
	四季	28	0.0003	0.0005
St. 5	夏季	7	<0.0002	0.0003
	秋季	7	<0.0002	0.0003
	冬季	7	<0.0002	<0.0002
	春季	7	0.0003	0.0005
	四季	28	<0.0002	0.0005
St. 6	夏季	7	0.0003	0.0005
	秋季	7	<0.0002	<0.0002
	冬季	7	<0.0002	0.0004
	春季	7	<0.0002	0.0003
	四季	28	<0.0002	0.0005
環境保全目標			-	0.02 以下

注) 有効測定日数：1日に20時間以上測定した日数
「<」は、定量下限値未満であったことを示す。

表 3.10 (2) 塩化水素調査結果 (St. 7~St. 12)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	期間平均値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)
St. 7	夏季	7	0.0002	0.0003
	秋季	7	<0.0002	<0.0002
	冬季	7	<0.0002	0.0003
	春季	7	0.0003	0.0011
	四季	28	<0.0002	0.0011
St. 8	夏季	7	<0.0002	0.0003
	秋季	7	<0.0002	<0.0002
	冬季	7	<0.0002	<0.0002
	春季	7	0.0002	0.0004
	四季	28	<0.0002	0.0004
St. 9	夏季	7	<0.0002	<0.0002
	秋季	7	<0.0002	<0.0002
	冬季	7	<0.0002	<0.0002
	春季	7	<0.0002	0.0002
	四季	28	<0.0002	0.0002
St. 10	夏季	7	0.0002	0.0003
	秋季	7	<0.0002	0.0004
	冬季	7	<0.0002	0.0003
	春季	7	0.0003	0.0004
	四季	28	<0.0002	0.0004
St. 11	夏季	7	0.0002	0.0004
	秋季	7	<0.0002	0.0002
	冬季	7	<0.0002	<0.0002
	春季	7	0.0003	0.0005
	四季	28	<0.0002	0.0005
St. 12	夏季	7	0.0002	0.0003
	秋季	7	<0.0002	<0.0002
	冬季	7	<0.0002	0.0003
	春季	7	<0.0002	0.0003
	四季	28	<0.0002	0.0003
環境保全目標			-	0.02 以下

注) 有効測定日数: 1日に20時間以上測定した日数

「<」は、定量下限値未満であったことを示す。

網掛け箇所は、全調査地点の調査結果の最大値を示す。

表 3.10 (3) 塩化水素調査結果 (St.13~St.14)

調査地点	調査季節	有効測定 日数 (日)	期間平均値 (ppm)	日平均値の最高値 (ppm)
St.13	夏季	7	0.0002	0.0003
	秋季	7	<0.0002	<0.0002
	冬季	7	<0.0002	0.0003
	春季	7	<0.0002	0.0003
	四季	28	<0.0002	0.0003
St.14	夏季	7	<0.0002	0.0003
	秋季	7	<0.0002	<0.0002
	冬季	7	<0.0002	0.0003
	春季	7	<0.0002	0.0003
	四季	28	<0.0002	0.0003
環境保全目標			-	0.02 以下

注) 有効測定日数: 1日に20時間以上測定した日数
「<」は、定量下限値未満であったことを示す。

(5) 水銀

水銀の調査結果は、表 3.11に示すとおりであり、環境保全目標を満足していた。

表 3.11 (1) 水銀調査結果 (St. 1~St. 6)

調査地点	調査季節	有効測定日数 (日)	期間平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
St. 1	夏季	7	0.0014
	秋季	7	0.0011
	冬季	7	0.0014
	春季	7	0.0013
	四季平均	28	0.0013
St. 2	夏季	7	0.0011
	秋季	7	0.0011
	冬季	7	0.0015
	春季	7	0.0012
	四季平均	28	0.0012
St. 3	夏季	7	0.0014
	秋季	7	0.0012
	冬季	7	0.0015
	春季	7	0.0014
	四季平均	28	0.0014
St. 4	夏季	7	0.0015
	秋季	7	0.0013
	冬季	7	0.0014
	春季	7	0.0015
	四季平均	28	0.0014
St. 5	夏季	7	0.0015
	秋季	7	0.0012
	冬季	7	0.0015
	春季	7	0.0014
	四季平均	28	0.0014
St. 6	夏季	7	0.0013
	秋季	7	0.0012
	冬季	7	0.0014
	春季	7	0.0014
	四季平均	28	0.0013
環境保全目標			0.04 以下

注) 有効測定日数 : 1日に20時間以上測定した日数

表 3.11 (2) 水銀調査結果 (St. 7~St. 12)

調査地点	調査季節	有効測定日数 (日)	期間平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
St. 7	夏季	7	0.0013
	秋季	7	0.0012
	冬季	7	0.0014
	春季	7	0.0015
	四季平均	28	0.0014
St. 8	夏季	7	0.0015
	秋季	7	0.0012
	冬季	7	0.0016
	春季	7	0.0015
	四季平均	28	0.0015
St. 9	夏季	7	0.0012
	秋季	7	0.0012
	冬季	7	0.0015
	春季	7	0.0014
	四季平均	28	0.0013
St. 10	夏季	7	0.0012
	秋季	7	0.0012
	冬季	7	0.0015
	春季	7	0.0015
	四季平均	28	0.0014
St. 11	夏季	7	0.0015
	秋季	7	0.0012
	冬季	7	0.0014
	春季	7	0.0015
	四季平均	28	0.0014
St. 12	夏季	7	0.0012
	秋季	7	0.0012
	冬季	7	0.0016
	春季	7	0.0012
	四季平均	28	0.0013
環境保全目標			0.04 以下

注) 有効測定日数 : 1日に20時間以上測定した日数

表 3.11 (3) 水銀調査結果 (St. 13~St. 14)

調査地点	調査季節	有効測定日数 (日)	期間平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
St. 13	夏季	7	0.0012
	秋季	7	0.0012
	冬季	7	0.0014
	春季	7	0.0012
	四季平均	28	0.0013
St. 14	夏季	7	0.0014
	秋季	7	0.0013
	冬季	7	0.0012
	春季	7	0.0012
	四季平均	28	0.0013
環境保全目標			0.04 以下

注) 有効測定日数: 1日に20時間以上測定した日数

(6) ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査結果は、表 3.12に示すとおりであり、環境保全目標を満足していた。

表 3.12 (1) ダイオキシン類調査結果 (St. 1~St. 6)

調査地点	調査季節	有効測定日数 (日)	測定値 (pg-TEQ/m ³)
St. 1	夏季	7	0.0033
	秋季	7	0.0022
	冬季	7	0.0037
	春季	7	0.0025
	四季平均	28	0.0029
St. 2	夏季	7	0.0045
	秋季	7	0.0031
	冬季	7	0.0046
	春季	7	0.0038
	四季平均	28	0.0040
St. 3	夏季	7	0.0027
	秋季	7	0.0023
	冬季	7	0.0045
	春季	7	0.0026
	四季平均	28	0.0030
St. 4	夏季	7	0.0047
	秋季	7	0.0022
	冬季	7	0.0047
	春季	7	0.0036
	四季平均	28	0.0038
St. 5	夏季	7	0.0033
	秋季	7	0.0018
	冬季	7	0.0044
	春季	7	0.0028
	四季平均	28	0.0031
St. 6	夏季	7	0.0046
	秋季	7	0.0033
	冬季	7	0.0061
	春季	7	0.0041
	四季平均	28	0.0045
環境保全目標			0.6 以下

注) 有効測定日数 : 1 日に 20 時間以上測定した日数

表 3.12 (2) ダイオキシン類調査結果 (St. 7~St. 12)

調査地点	調査季節	有効測定日数 (日)	測定値 (pg-TEQ/m ³)
St. 7	夏季	7	0.0035
	秋季	7	0.0031
	冬季	7	0.0054
	春季	7	0.0160
	四季平均	28	0.0070
St. 8	夏季	7	0.0037
	秋季	7	0.0020
	冬季	7	0.0035
	春季	7	0.0026
	四季平均	28	0.0030
St. 9	夏季	7	0.0042
	秋季	7	0.0030
	冬季	7	0.0036
	春季	7	0.0040
	四季平均	28	0.0037
St. 10	夏季	7	0.0027
	秋季	7	0.0020
	冬季	7	0.0035
	春季	7	0.0024
	四季平均	28	0.0027
St. 11	夏季	7	0.0048
	秋季	7	0.0023
	冬季	7	0.0041
	春季	7	0.0026
	四季平均	28	0.0035
St. 12	夏季	7	0.0047
	秋季	7	0.0030
	冬季	7	0.0076
	春季	7	0.0040
	四季平均	28	0.0048
環境保全目標			0.6 以下

注) 有効測定日数 : 1 日に 20 時間以上測定した日数

表 3.12 (3) ダイオキシン類調査結果 (St. 13~St. 14)

調査地点	調査季節	有効測定日数 (日)	測定値 (pg-TEQ/m ³)
St. 13	夏季	7	0.0041
	秋季	7	0.0062
	冬季	7	0.0052
	春季	7	0.0039
	四季平均	28	0.0049
St. 14	夏季	7	0.0053
	秋季	7	0.0031
	冬季	7	0.0043
	春季	7	0.0065
	四季平均	28	0.0048
環境保全目標			0.6 以下

注) 有効測定日数 : 1 日に 20 時間以上測定した日数

3.2 騒音調査

3.2.1 調査項目及び調査方法

調査項目及び調査方法を表 3.13に示す。

また、事後調査計画書に示される環境影響評価の検証を行うため、調査結果と施設の環境保全目標（表 3.14参照）の比較を行った。

表 3.13 調査項目及び調査方法

調査項目		調査方法
施設の稼働における騒音レベル	時間率騒音レベルの90%レベル上端値 (L _{A5})	日本産業規格「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠し、計量法第 71 条の基準に合格した普通騒音計を用いて、時間率騒音レベル (L _{A5}) を測定する方法
廃棄物運搬車両の走行における騒音レベル	等価騒音レベル (L _{Aeq})	日本産業規格「環境騒音の表示・測定方法 (JIS Z 8731)」に準拠し、計量法第 71 条の基準に合格した普通騒音計を用いて、等価騒音レベル (L _{Aeq}) を測定する方法
—	交通量・交通速度	車種別・時間別・方向別交通量及び走行速度を測定する方法

表 3.14 環境保全目標

調査項目	環境保全目標	根拠
施設の稼働における騒音レベル	昼 間：65 デシベル以下 (L _{A5}) 朝・夕：65 デシベル以下 (L _{A5}) 夜 間：45 デシベル以下 (L _{A5})	<ul style="list-style-type: none"> 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（第 3 種区域）」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号） 「鳥取県公害防止条例」（昭和 46 年鳥取県条例第 35 号）による深夜における騒音に関する規制 本事業の計画目標値
廃棄物運搬車両の走行における騒音レベル	70 デシベル以下 (L _{Aeq})	<ul style="list-style-type: none"> 「騒音に係る環境基準について（幹線交通を担う道路に近接する空間・昼間）」（平成 10 年環境庁告示 64 号）

注) 朝：6～8 時、昼間：8～19 時、夕：19～22 時、夜間：22 時～翌 6 時

3.2.2 調査時期

調査時期を表 3.15に示す。施設の稼働後（供用後）1年以内の1日間とし、施設への廃棄物の搬入が最大となると考えられる時期とした。廃棄物の搬入が最大となる時期は、施設の廃棄物収集車両の搬入計画及び搬入台数記録の資料から確認した。

なお、虫の鳴き声などの平常ではない自然音が騒音レベルに影響しないように配慮した。

表 3.15 調査時期

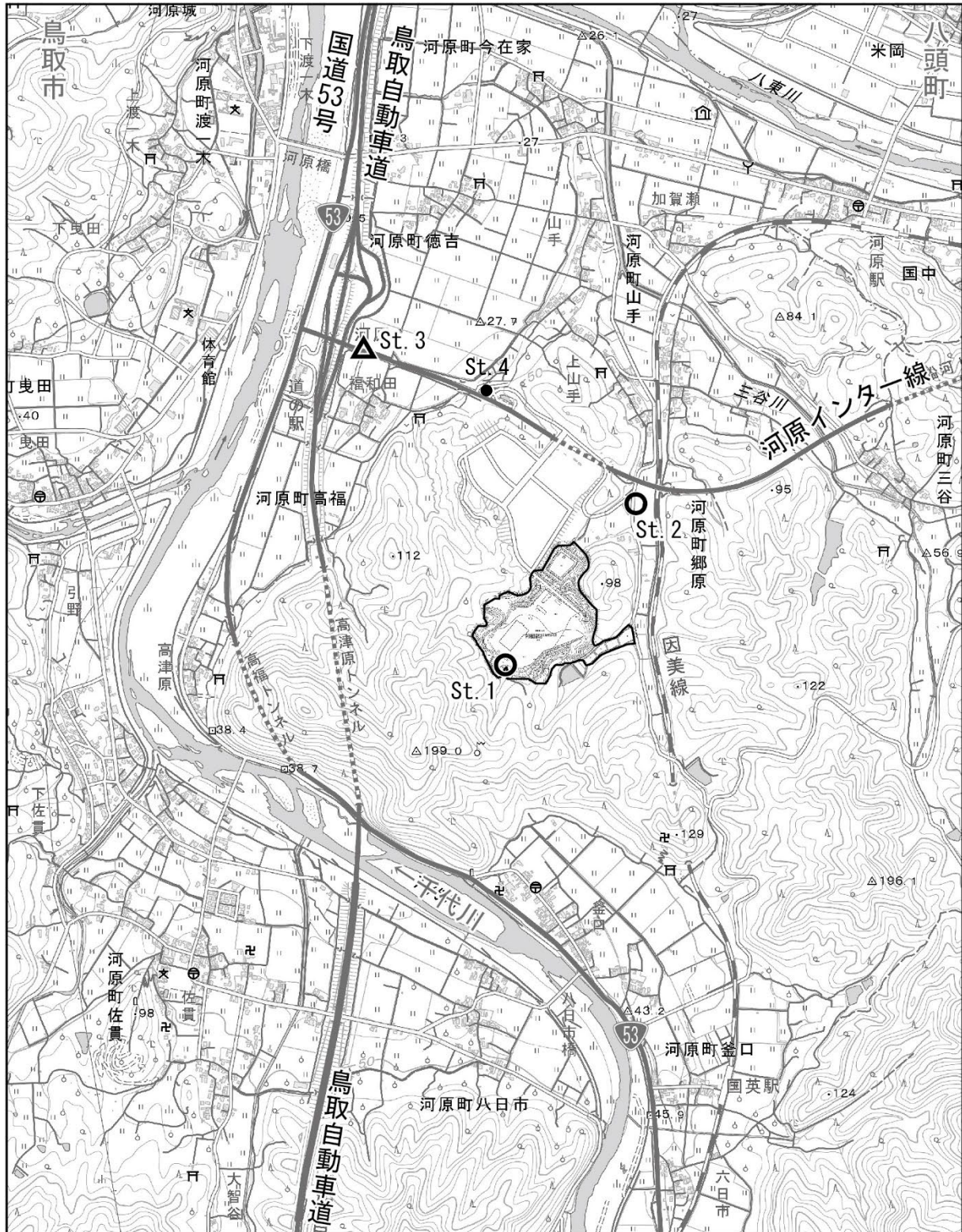
調査項目	調査時期	測定時間
施設の稼働における騒音レベル	令和 5 年 10 月 30 日（月）	24 時間連続測定
廃棄物運搬車両の走行における騒音レベル		16 時間連続測定
交通量・交通速度		（6～22 時）

3.2.3 調査地点





調査地点は、表 3.16及び図 3.2に示すとおりとした。

表 3.16 調査地点

調査項目	調査地点	調査位置
施設の稼働における騒音レベル	St.1	対象事業実施区域を取り囲む敷地境界付近
	St.2	直近民家
廃棄物運搬車両の走行における騒音レベル	St.3	河原インター線沿道
交通量・交通速度	St.4	



凡例

-  対象事業実施区域
-  施設の稼働における騒音レベル調査地点
-  廃棄物運搬車両の走行における騒音レベル調査地点
-  交通量・走行速度調査地点

電子地形図25000 (国土地理院) を加工して作成

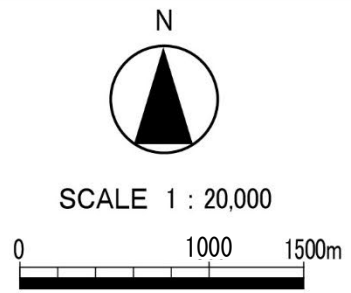


図 3.2 騒音調査地点図 (交通量・走行速度調査地点を含む)

3.2.4 調査結果

(1) 施設の稼働における騒音レベル

St.1の調査結果を表 3.17に示す。調査結果の時間率騒音レベル L_{A5} について、時間区分（朝、昼間、夕、夜間）ごとに集計した。

L_{A5} 時間区分値と環境保全目標を比較したところ、 L_{A5} は全ての時間区分で環境保全目標を満足していた。

表 3.17 騒音調査結果 (St.1)

時間区分	観測時間	調査結果				環境保全目標 (L_{A5})	
		等価騒音レベル (L_{Aeq})	時間率騒音レベル				
			L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}		L_{A5} 時間区分値
朝	6:00~7:00	44.0	45.5	43.3	42.1	47	65以下
	7:00~8:00	45.2	47.8	43.1	41.7		
昼間	8:00~9:00	52.1	55.4	43.9	42.0	58	65以下
	9:00~10:00	55.8	60.4	44.5	42.1		
	10:00~11:00	56.7	62.4	47.2	42.5		
	11:00~12:00	51.3	55.1	44.0	42.2		
	12:00~13:00	45.8	48.4	43.4	42.0		
	13:00~14:00	56.2	61.9	46.5	43.1		
	14:00~15:00	53.9	59.0	45.3	43.1		
	15:00~16:00	54.7	59.5	45.7	43.1		
	16:00~17:00	45.3	47.0	43.8	42.5		
	17:00~18:00	43.6	44.7	43.4	42.3		
18:00~19:00	43.2	44.4	43.1	41.9			
夕	19:00~20:00	43.7	45.0	43.2	42.0	45	65以下
	20:00~21:00	43.2	44.4	43.0	41.8		
	21:00~22:00	43.1	44.5	43.0	41.6		
夜間	22:00~23:00	43.0	44.3	42.9	41.7	44	45以下
	23:00~0:00	42.8	44.1	42.7	41.6		
	0:00~1:00	42.7	44.0	42.6	41.5		
	1:00~2:00	43.0	44.0	42.6	41.4		
	2:00~3:00	42.7	44.0	42.6	41.4		
	3:00~4:00	42.9	44.0	42.6	41.5		
	4:00~5:00	42.6	43.9	42.5	41.3		
	5:00~6:00	42.9	44.2	42.8	41.6		

注) 単位：dB、 L_{A5} ：時間率騒音レベルの90%レンジ上端値

St. 2の調査結果を表 3.18に示す。

調査結果の時間率騒音レベル L_{A5} 時間区分値と環境保全目標を比較したところ、 L_{A5} は全ての時間区分で環境保全目標を満足していた。

表 3.18 騒音調査結果 (St. 2)

時間区分	観測時間	調査結果					環境保全 目標 (L_{A5})
		等価騒音レベル (L_{Aeq})	時間率騒音レベル				
			L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	L_{A5} 時間区分値	
朝	6:00~7:00	47.8	52.3	41.3	32.1	54	65以下
	7:00~8:00	52.4	55.2	49.4	38.5		
昼間	8:00~9:00	50.1	54.7	45.9	34.2	54	65以下
	9:00~10:00	50.8	53.6	42.1	31.6		
	10:00~11:00	50.3	55.0	43.4	31.5		
	11:00~12:00	50.1	53.7	41.6	32.2		
	12:00~13:00	49.9	53.9	40.5	30.3		
	13:00~14:00	48.8	54.0	42.1	31.7		
	14:00~15:00	52.9	56.7	44.2	32.7		
	15:00~16:00	47.9	53.7	42.5	33.3		
	16:00~17:00	48.5	53.2	44.2	33.4		
	17:00~18:00	49.2	53.3	46.3	36.3		
18:00~19:00	47.8	51.8	43.9	32.5			
夕	19:00~20:00	44.6	49.8	38.5	28.1	49	65以下
	20:00~21:00	42.1	48.0	32.5	<28.0		
	21:00~22:00	42.4	48.1	31.9	<28.0		
夜間	22:00~23:00	38.9	45.7	30.2	<28.0	42	45以下
	23:00~0:00	37.2	42.1	<28.0	<28.0		
	0:00~1:00	34.8	37.5	<28.0	<28.0		
	1:00~2:00	33.7	34.7	<28.0	<28.0		
	2:00~3:00	35.6	34.7	<28.0	<28.0		
	3:00~4:00	34.9	31.0	<28.0	<28.0		
	4:00~5:00	35.4	38.9	<28.0	<28.0		
5:00~6:00	43.4	48.1	30.0	<28.0			

注) 単位 : dB、 L_{A5} : 時間率騒音レベルの90%レンジ上端値

表中の<28.0は、測定結果が騒音計の定量下限値28dB未満であったことを示す。

(2) 廃棄物運搬車両の走行における騒音レベル

St.3の調査結果を表 3.19に示す。調査結果の等価騒音レベル L_{Aeq} について、調査時間帯（6～22時）のエネルギー平均値を求めた。

L_{Aeq} エネルギー平均値と環境保全目標を比較したところ、 L_{Aeq} は環境保全目標を満足していた。

表 3.19 騒音調査結果 (St.3)

観測 時間	調査結果					環境保全目標 (L_{Aeq})
	時間率騒音レベル			等価騒音レベル (L_{Aeq})		
	L_{A5}	L_{A50}	L_{A95}	1時間値	エネルギー平均	
6:00～7:00	75.8	56.6	48.3	70.2	70	70以下
7:00～8:00	81.1	68.8	55.3	74.7		
8:00～9:00	79.7	63.5	52.1	73.0		
9:00～10:00	77.7	59.7	49.1	70.9		
10:00～11:00	77.6	61.1	48.4	70.8		
11:00～12:00	76.8	59.4	46.2	70.1		
12:00～13:00	75.3	56.4	44.9	68.6		
13:00～14:00	77.1	60.3	47.3	70.2		
14:00～15:00	77.6	60.5	48.8	70.6		
15:00～16:00	76.7	59.0	48.8	69.8		
16:00～17:00	76.2	59.6	49.6	69.7		
17:00～18:00	78.2	64.1	53.5	71.6		
18:00～19:00	76.3	60.6	50.0	69.8		
19:00～20:00	74.5	56.1	46.4	68.1		
20:00～21:00	70.7	51.4	42.6	65.3		
21:00～22:00	68.9	50.2	39.1	64.7		

注) 単位 : dB

(3) 交通量・走行速度

交通量及び走行速度の調査結果は、表 3.20に示すとおりである。また、交通量の集計に用いた交通の方向は、図 3.3に示すとおりである。

表 3.20 交通量・走行速度調査結果

車種分類 交通の方向	小型車	大型車	パッカー車	二輪車	合計
方向1	2,375台	223台	1台	20台	2,619台
方向2	348台	45台	138台	2台	533台
方向3	322台	51台	144台	2台	519台
方向4	40台	5台	11台	0台	56台
方向5	63台	6台	18台	0台	87台
方向6	2,485台	215台	1台	15台	2,716台
走行速度 方向1及び方向6の平均	66km/h				

表 3.21 断面交通量調査結果

車種分類 集計断面	小型車	大型車	パッカー車	二輪車	合計
断面 i	5,530台	534台	284台	39台	6,387台
断面 ii	773台	107台	311台	4台	1,195台
断面 iii	4,963台	449台	31台	35台	5,478台

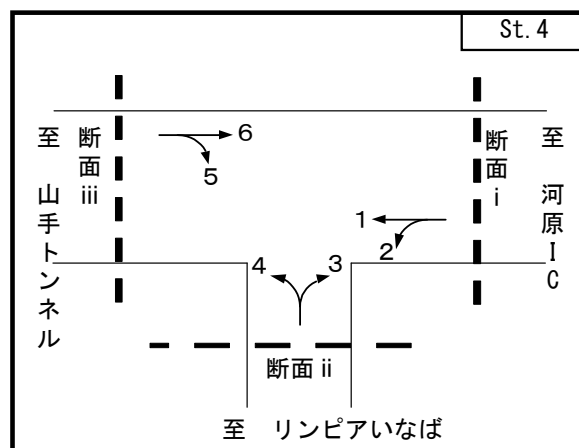


図 3.3 交通の方向

3.3 振動調査

3.3.1 調査項目及び調査方法

調査項目及び調査方法を表 3.22に示す。

また、事後調査計画書に示される環境影響評価の検証を行うため、調査結果と施設の環境保全目標（表 3.23参照）の比較を行った。

表 3.22 調査項目及び調査方法

調査項目		調査方法
施設の稼働における振動レベル	時間率振動レベルの80%レンジ上端値 (L ₁₀)	日本産業規格「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠し、計量法第71条の基準に合格した振動レベル計を用いて測定する方法
廃棄物運搬車両の走行における振動レベル	時間率振動レベルの80%レンジ上端値 (L ₁₀)	日本産業規格「振動レベル測定方法 (JIS Z 8735)」に準拠し、計量法第71条の基準に合格した振動レベル計を用いて測定する方法

表 3.23 環境保全目標

調査項目	環境保全目標	根拠
施設の稼働における振動レベル	昼間：65 デシベル以下 (L ₁₀) 夜間：60 デシベル以下 (L ₁₀)	・「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準 (第2種区域)」(昭和51年環境庁告示90号)
廃棄物運搬車両の走行における振動レベル	70 デシベル以下 (L ₁₀)	・「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58号)：道路交通振動の限度

注) 昼間：8～19時、夜間：19時～翌6時

3.3.2 調査時期

調査時期は、表 3.24に示すとおりとした。施設の稼働後 (供用後) 1年以内の1日間とし、施設への廃棄物の搬入が最大となると考えられる時期とした。廃棄物の搬入が最大となる時期は、施設の廃棄物収集車両の搬入計画及び搬入台数記録の資料から確認した。

表 3.24 調査時期

調査項目	調査時期	測定時間
施設の稼働における振動レベル	令和5年10月30日 (月)	24時間連続測定
廃棄物運搬車両の走行における振動レベル		16時間連続測定 (6～22時)

3.3.3 調査地点

調査地点は、表 3.25及び図 3.4に示すとおりとした。

表 3.25 調査地点

調査項目	調査地点	調査位置
施設の稼働における振動レベル	St.1	対象事業実施区域を取り囲む敷地境界付近
	St.2	直近民家
廃棄物運搬車両の走行における振動レベル	St.3	河原インター線沿道

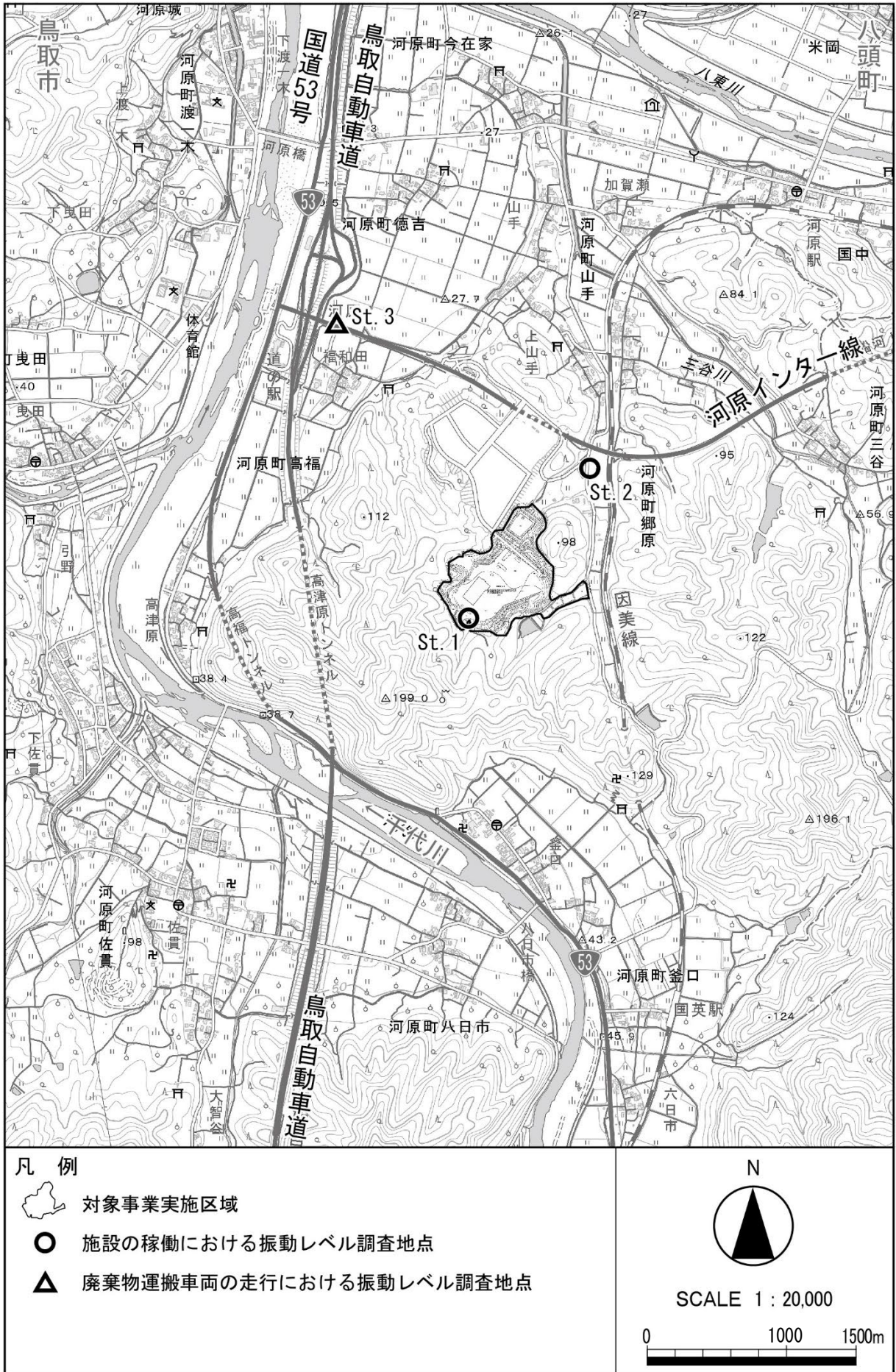


図 3.4 振動調査地点図

3.3.4 調査結果

(1) 施設の稼働における振動レベル

St.1の調査結果を表 3.26に示す。調査結果の時間率振動レベル L_{10} について、時間区分（昼間、夜間）ごとに集計した。

L_{10} 時間区分値と環境保全目標を比較したところ、 L_{10} は昼間、夜間ともに環境保全目標を満足していた。

また参考に、調査結果の時間率振動レベル L_{10} は、人間が振動を感じ始めるとされる振動感覚閾値55dB*を下回っていた。

*(出典)：「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」（環境省）

表 3.26 振動調査結果 (St.1)

時間区分	観測時間	調査結果				環境保全目標 (L_{10})
		時間率振動レベル				
		L_{10}	L_{50}	L_{90}	L_{10} 時間区分値	
昼間	8:00~9:00	26.8	<25.0	<25.0	28	65以下
	9:00~10:00	31.0	25.0	<25.0		
	10:00~11:00	31.9	25.4	<25.0		
	11:00~12:00	26.9	<25.0	<25.0		
	12:00~13:00	25.5	<25.0	<25.0		
	13:00~14:00	31.0	25.1	<25.0		
	14:00~15:00	30.0	25.4	<25.0		
	15:00~16:00	29.3	<25.0	<25.0		
	16:00~17:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	17:00~18:00	<25.0	<25.0	<25.0		
夜間	18:00~19:00	<25.0	<25.0	<25.0	25未満	60以下
	19:00~20:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	20:00~21:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	21:00~22:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	22:00~23:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	23:00~0:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	0:00~1:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	1:00~2:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	2:00~3:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	3:00~4:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	4:00~5:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	5:00~6:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	6:00~7:00	<25.0	<25.0	<25.0		
7:00~8:00	<25.0	<25.0	<25.0			

注) 単位：dB、 L_{10} ：時間率振動レベルの80%レンジ上端値

表中の「<25.0」は、調査結果が振動計の定量下限値25dB未満であったことを示す。

St. 2 の調査結果を表 3.27 に示す。

調査結果の時間率振動レベル L_{10} 時間区分値と環境保全目標を比較したところ、 L_{10} は昼間、夜間ともに環境保全目標を満足していた。

また参考に、調査結果の時間率振動レベル L_{10} は、人間が振動を感じ始めるとされる振動感覚閾値 55dB*を下回っていた。

*(出典)：「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」(環境省)

表 3.27 振動調査結果 (St. 2)

時間区分	観測時間	調査結果				環境保全目標 (L_{10})
		時間率振動レベル				
		L_{10}	L_{50}	L_{90}	L_{10} 時間区分値	
昼間	8:00~9:00	<25.0	<25.0	<25.0	26	65以下
	9:00~10:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	10:00~11:00	25.6	<25.0	<25.0		
	11:00~12:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	12:00~13:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	13:00~14:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	14:00~15:00	29.0	<25.0	<25.0		
	15:00~16:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	16:00~17:00	26.8	<25.0	<25.0		
	17:00~18:00	<25.0	<25.0	<25.0		
夜間	18:00~19:00	<25.0	<25.0	<25.0	25未満	60以下
	19:00~20:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	20:00~21:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	21:00~22:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	22:00~23:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	23:00~0:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	0:00~1:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	1:00~2:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	2:00~3:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	3:00~4:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	4:00~5:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	5:00~6:00	<25.0	<25.0	<25.0		
	6:00~7:00	<25.0	<25.0	<25.0		
7:00~8:00	<25.0	<25.0	<25.0			

注) 単位：dB、 L_{10} ：時間率振動レベルの 80%レンジ上端値

表中の「<25.0」は、調査結果が振動計の定量下限値 25dB 未満であったことを示す。

(2) 廃棄物運搬車両の走行における振動レベル

St.3の調査結果を表 3.28に示す。

環境影響評価時の予測において、予測時間帯は、廃棄物運搬車両等が走行する時間帯の7～19時であった。そのため、7～19時のL₁₀算術平均値を求め、環境保全目標と比較した。

7～19時のL₁₀算術平均値は、環境保全目標を満足していた。また参考に、L₁₀算術平均値は、人間が振動を感じ始めるとされる振動感覚閾値55dB*を下回っていた。

*(出典)：「地方公共団体担当者のための建設作業振動対策の手引き」(環境省)

表 3.28 振動調査結果 (St.3)

観測 時間	調査結果				環境保全目標 (L ₁₀)
	時間率振動レベル				
	L ₁₀	L ₅₀	L ₉₀	L ₁₀ 算術平均値	
6:00～7:00	31.7	<25.0	<25.0	—	70以下
7:00～8:00	40.1	29.8	<25.0	40	
8:00～9:00	40.4	<25.0	<25.0		
9:00～10:00	40.8	<25.0	<25.0		
10:00～11:00	42.0	<25.0	<25.0		
11:00～12:00	39.5	<25.0	<25.0		
12:00～13:00	36.1	<25.0	<25.0		
13:00～14:00	41.8	<25.0	<25.0		
14:00～15:00	42.0	<25.0	<25.0		
15:00～16:00	40.6	<25.0	<25.0		
16:00～17:00	37.1	<25.0	<25.0		
17:00～18:00	38.5	<25.0	<25.0		
18:00～19:00	36.3	<25.0	<25.0		
19:00～20:00	33.2	<25.0	<25.0		
20:00～21:00	25.0	<25.0	<25.0		
21:00～22:00	<25.0	<25.0	<25.0		

注) 単位：dB、L₁₀：時間率振動レベルの80%レンジ上端値

表中の「<25.0」は、調査結果が振動計の定量下限値25dB未満であったことを示す。

3.4 悪臭調査

3.4.1 調査項目及び調査方法

調査項目及び調査方法を表 3.29に示す。

また、事後調査計画書に示される環境影響評価の検証を行うため、調査結果と施設の環境保全目標の比較を行った。

臭気指数の環境保全目標は、「対象事業実施区域周辺的生活環境に影響を及ぼさないこと」と設定されている。特定悪臭物質濃度の環境保全目標は、施設の計画目標値である。計画目標値には、「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）に基づく規制のA区域の規制基準が適用されている。

表 3.29 調査項目及び調査方法

調査項目	調査方法
特定悪臭物質濃度 (22 物質)	「特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年環境庁告示第 9 号)
臭気指数	「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年環境庁告示 63 号) に準拠した三点比較式臭袋法

表 3.30 特定悪臭物質 (22物質)

調査項目	分析項目
特定悪臭物質濃度 (22 物質)	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

3.4.2 調査時期・回数

調査時期・回数は表 3.31に示すとおり、施設の稼働が定常となった時期（供用後1年以内）の夏季に1回とした。

表 3.31 調査時期・回数

調査項目	調査時期
特定悪臭物質濃度 (22 物質) 臭気指数	令和 5 年 7 月 25 日

3.4.3 調査地点

調査地点は、対象事業実施区域敷地境界付近2地点（風上側、風下側）、環境影響評価の予測における大気汚染物質の最大着地濃度出現地点付近2地点、民家、老人ホーム、小中学校等の要配慮施設5地点の計9地点とした（表 3.32及び図 3.5参照）。なお、敷地境界付近の調査地点（St. 1、St. 2）については、調査日の風向を確認の上、調査位置を決定した。

表 3.32 調査地点

区分	調査地点	調査位置
敷地境界付近	St. 1	対象事業実施区域敷地境界 風上側
	St. 2	対象事業実施区域敷地境界 風下側
最大着地濃度 出現地点付近	St. 3	対象事業実施区域 南東側
	St. 4	緑浄寺（河原町釜口）そばの交差点付近
要配慮施設	St. 5	対象事業実施区域北東側
	St. 6	特別養護老人ホーム：対象事業実施区域北側
	St. 7	対象事業実施区域北西側
	St. 8	対象事業実施区域北西側
	St. 9	対象事業実施区域南西側

3.4.4 調査結果

悪臭の調査結果を表 3.33に示す。

調査結果は、臭気指数、特定悪臭物質濃度ともに環境保全目標を満足していた。

アセトアルデヒド及びプロピオンアルデヒドについては、全地点で定量下限値以上の濃度が検出された。なお、この2物質は、環境影響評価時の現況調査においても、定量下限値以上の濃度が検出されていた。

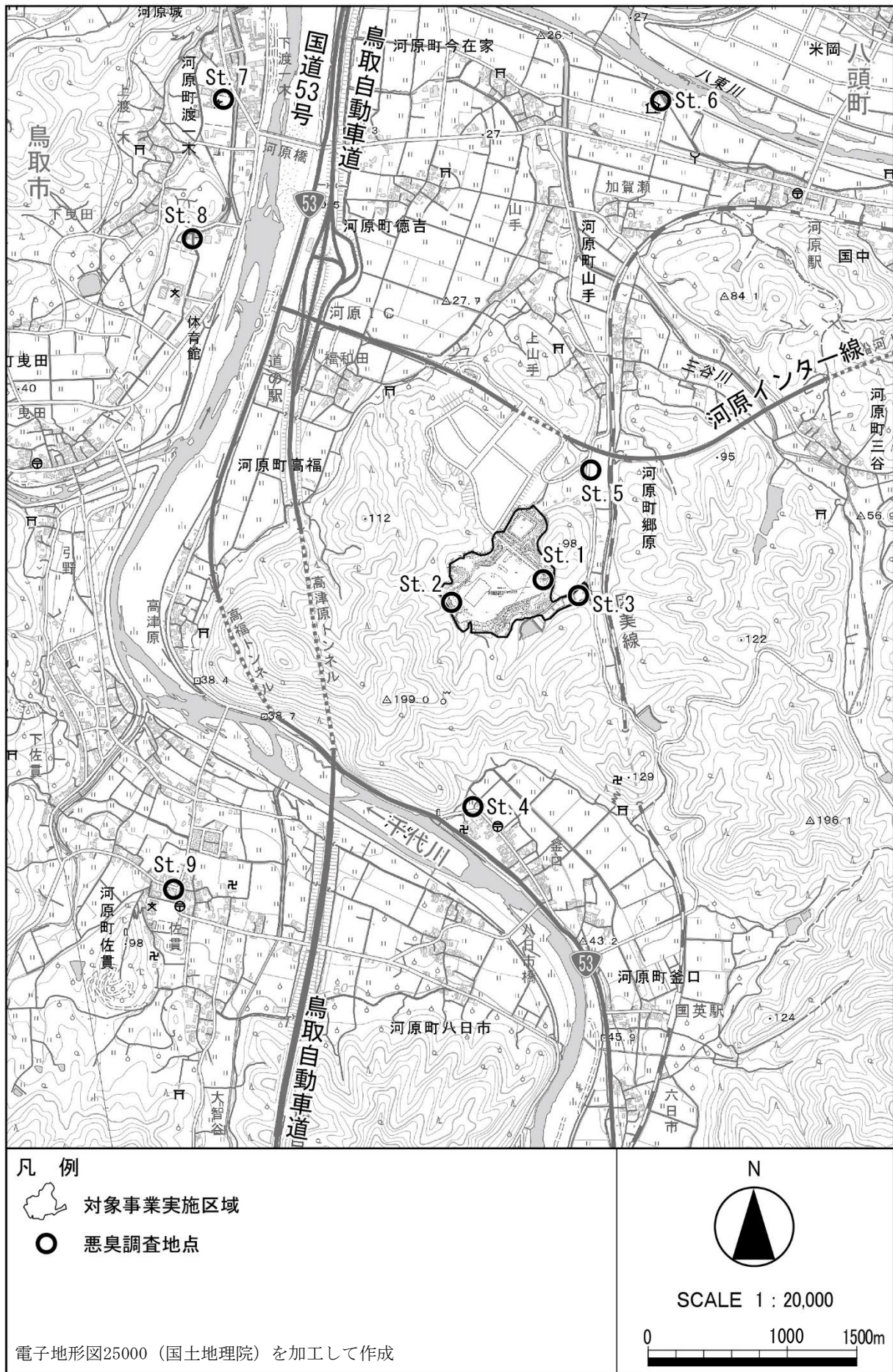


図 3.5 悪臭調査地点図

表 3.33 悪臭調査結果

調査項目	単位	調査地点 (敷地境界付近)		調査地点 (最大着地濃度出現地点付近)		調査地点 (要配慮施設)					環境保全目標 (A 区域規制基準)
		St.1 (風上)	St.2 (風下)	St.3	St.4	St.5	St.6	St.7	St.8	St.9	
アンモニア	ppm	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	1
メチルメルカプタン	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.002
硫化水素	ppm	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0.02
硫化メチル	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.01
二硫化メチル	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.009
トリメチルアミン	ppm	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	0.005
アセトアルデヒド	ppm	0.010	0.0038	0.0039	0.0053	0.0041	0.0065	0.0050	0.0061	0.0033	0.05
プロピオンアルデヒド	ppm	0.0005	0.0005	0.0004	0.0004	0.0004	0.0006	0.0005	0.0005	0.0004	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	<0.0002	0.0002	0.009
イソブチルアルデヒド	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.02
ノルマルバレールアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.009
イソバレールアルデヒド	ppm	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
イソブタノール	ppm	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.9
酢酸エチル	ppm	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	3
メチルイソブチルケトン	ppm	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	1
トルエン	ppm	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	10
スチレン	ppm	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	0.4
キシレン	ppm	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007	1
プロピオン酸	ppm	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.03
ノルマル酪酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001
ノルマル吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0009
イソ吉草酸	ppm	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.001
臭気指数	-	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	<10	
臭質	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
風向	-	東	東南東	北	西南西	南	南	北	南	南東	
風速	m/s	0.5	1.0	1.5	0.9	1.2	1.3	0.8	1.0	1.1	

出典 (規制基準) : 「悪臭防止法規制地域管内図 (河原地域)」 (鳥取市)

注) 「<」は、定量下限値未満であったことを示す。

3.5 水質及び地下水調査

3.5.1 調査項目及び調査方法

調査項目及び調査方法を表 3.34に示す。

事後調査計画書において水質に係る環境影響評価の検証は、事後調査結果と環境保全目標の比較により行うこととなっている。一方、環境影響評価書では調査地点ごとの具体的な環境保全目標が示されていない。そこで、表 3.37に示すとおり、調査地点ごとに調査結果と比較するための基準等を整理した。

なお、イオン分析項目については、環境影響評価時の予測項目及び評価項目ではなかったことから、基準等との比較は行っていない。

また、大腸菌については、令和4年4月の環境基準項目改正に伴い大腸菌群数が大腸菌数に変更となった。本調査では、過去の調査結果と比較するため、大腸菌数に加えて大腸菌群数の調査を実施した。

表 3.34 調査項目及び調査方法

調査項目	調査方法
水質汚濁に係る環境基準の項目 (健康項目、生活環境項目)(表 3.35 参照)	「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)に準拠した方法
ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成 11 年環境庁告示第 68 号)に準拠した方法
イオン分析項目 (表 3.36 参照)	JIS K 0102「工場排水試験方法」及び JIS K 0101「工業用水試験方法」

表 3.35 水質汚濁に係る環境基準の調査項目 (健康項目、生活環境項目)

調査項目	分析項目
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)、溶存酸素量 (DO)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS)、化学的酸素要求量 (COD)、大腸菌群数、大腸菌数、全窒素、全リン、亜鉛

表 3.36 イオン分析項目

調査項目	分析項目
イオン分析項目	硝酸イオン、溶解性鉄、溶解性マンガン、硫酸イオン、カルシウムイオン、炭酸水素イオン、マグネシウムイオン、ナトリウムイオン、カリウムイオン、塩化物イオン

表 3.37 調査結果と比較する基準等

調査地点		調査項目	生活環境項目	健康項目	ダイオキシン類
河川・水路水	千代川	St. 1, St. 2	環境基準 河川 AA 類型 ^注	環境基準	環境基準
	農業用水路・排水路	St. 3~11	環境影響評価時の調査結果	環境基準	環境基準
池水	ため池	St. 12~15	環境影響評価時の調査結果	環境基準	環境基準
地下水		St. 16	-	環境基準	環境基準

注) 千代川は、水源から有富川合流点において環境基準・河川 AA 類型に指定されている。

3.5.2 調査時期・回数

調査時期・回数は表 3.38に示すとおり、施設の稼働が定常となった時期（供用後1年以内）の夏季（豊水量期）に1回とした。

表 3.38 調査時期・回数

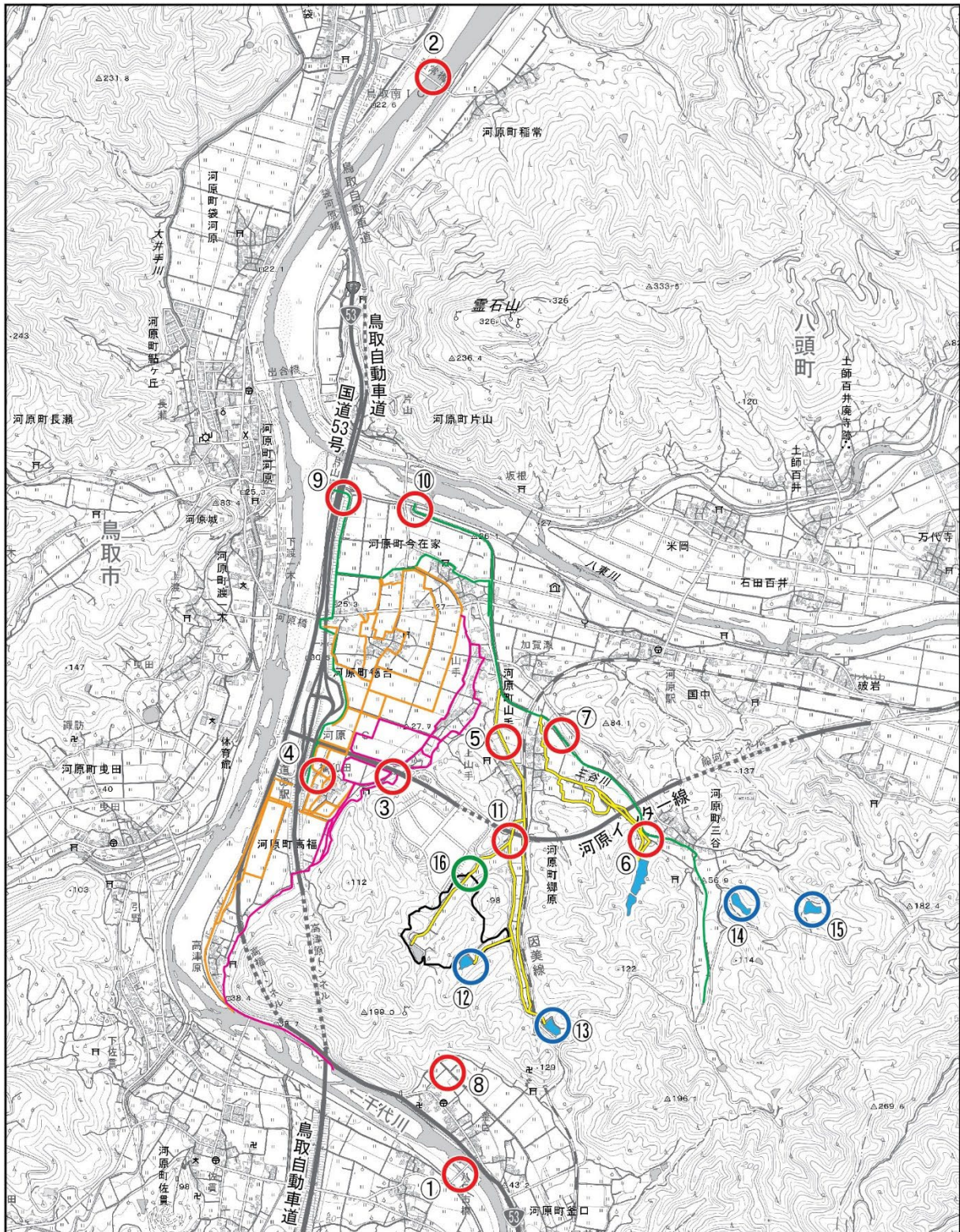
調査項目	調査時期
水質汚濁に係る環境基準の項目（健康項目、生活環境項目）、ダイオキシン類、イオン分析項目	令和5年7月31日

3.5.3 調査地点





調査地点は、千代川2地点、農業用水路及び排水路9地点、ため池4地点、地下水1地点の16地点とした。（表 3.39及び図 3.6参照）





表 3.39 調査地点

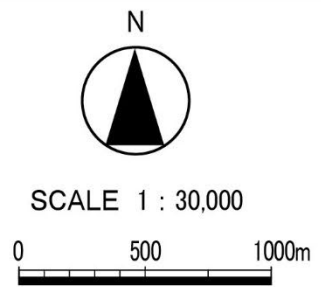
調査地点		調査位置	
河川・水路水	千代川	St. 1	千代川上流の地点であり農業用水路の水源水質として調査
		St. 2	千代川下流の地点であり八東川（排水路が流入している河川）合流後の地点
	農業用水路	St. 3	千代川を水源とし、山地の裾から山手地区を流れる農業用水路の代表地点
		St. 4	千代川を水源とし、福和田、徳吉地区等千代川に沿って流れる農業用水路で福和田地区下流の地点
		St. 5	St. 12のため池を水源とする農業用水路で上山手地区下流の地点
		St. 6, St. 7	St. 6については上流のため池、St. 7についてはSt. 14、St. 15のため池を水源とする農業用水路の代表地点
		St. 8	対象事業実施区域南側の農業用水路の代表地点
		排水路	St. 9
	St. 10		主にSt. 12、St. 13のため池から用水を供給している農地及び三谷地区周辺の農地からの排水が流入している農業排水路の八東川流入地点
	St. 11		対象事業実施区域からの排水が農業用水路に流入する地点
池水	ため池	St. 12	対象事業実施区域内のため池
		St. 13~15	対象事業実施区域周辺のため池
地下水		St. 16	対象事業実施区域内の観測井



凡 例

-  対象事業実施区域
-  河川・水路水の調査地点
-  池水の調査地点
-  地下水の調査地点

-  ため池を水源とする水路
-  千代川を水源とする水路であり、対象事業実施区域が含まれる山地の裾を流れる水路
-  千代川を水源とする水路であり、千代川に沿って流れる水路
-  排水路として利用されている水路



電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成

図 3.6 水質及び地下水調査地点図

3.5.4 調査結果

St.1及びSt.2（千代川）の調査結果を表 3.40に示す。調査結果は、大腸菌数を除き、環境基準を満足していた。

St.3～St.11（水路）の調査結果を表 3.41に示す。健康項目及びダイオキシン類の調査結果は、環境基準を満足していた。また、生活環境項目は、概ね環境影響評価時の結果の範囲内であった。

St.12～St.15（ため池）の調査結果を表 3.42に示す。健康項目及びダイオキシン類の調査結果は、環境基準を満足していた。また、生活環境項目は、概ね環境影響評価時の結果の範囲内であった。

St.16（地下水）の調査結果を表 3.43に示す。調査結果は、環境基準を満足していた。

St.1及びSt.2の調査結果のうち大腸菌群数は、上流のSt.1で49,000MPN/100mL、下流のSt.2で17,000MPN/100mLであり、旧基準の50MPN/100mLを上回っていた。なお、大腸菌群数の環境影響評価時の調査結果についても、50MPN/100mLを上回っていた。

表 3.40 水質調査結果 (千代川)

調査項目	単位	調査地点		環境基準 ^注	
		St. 1	St. 2		
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	-	8.0	8.0	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	0.6	1.0	1 以下
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	1.5	1.6	-
	浮遊物質量 (SS)	mg/L	2	2	25 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/L	8.3	8.5	7.5 以上
	大腸菌数	CFU/100mL	33	42	20 以下
	大腸菌群数	MPN/100mL	49,000	17,000	(50 以下)
	全窒素	mg/L	0.31	0.34	-
	全りん	mg/L	0.019	0.030	-
	亜鉛	mg/L	0.003	<0.003	-
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	0.02 以下
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	-
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.22	0.21	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.10	<0.08	0.8 以下
	ほう素	mg/L	<0.05	<0.05	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	0.05 以下
	クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	-
	イオン分析項目	溶解性鉄含有量	mg/L	0.02	0.02
溶解性マンガン含有量		mg/L	<0.01	<0.01	-
塩化物イオン		mg/L	6.0	6.7	-
硫酸イオン		mg/L	3.7	4.2	-
炭酸水素イオン		mg/L	26	29	-
硝酸イオン		mg/L	1.0	1.0	-
ナトリウムイオン		mg/L	6.4	7.0	-
カリウムイオン		mg/L	0.8	1.1	-
カルシウムイオン		mg/L	6.8	7.6	-
マグネシウムイオン		mg/L	1.4	1.8	-
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.033	0.038	1 以下	

注) 1. 生活環境項目については、河川 AA 類型の環境基準を示す。大腸菌群数は、旧基準値を示す。

2. 「<」は、定量下限値未満であったことを示す。

表 3.41 水質調査結果（農業用水路、排水路）

調査項目	単位	調査地点									調査結果と比較する基準等 ^{注1}	
		St. 3	St. 4	St. 5	St. 6	St. 7	St. 8	St. 9	St. 10	St. 11		
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	-	8.0	8.6	7.5	7.5	7.5	7.4	8.2	7.6	7.9	7.2~7.7
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	<0.5	0.5	1.0	0.8	<0.5	0.8	0.8	0.6	0.9	<0.5~1.0
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	1.3	1.6	4.1	3.8	3.2	2.8	2.7	2.3	3.0	2.4~5.1
	浮遊物質 (SS)	mg/L	2	2	8	3	6	5	5	10	2	5~16
	溶存酸素量 (DO)	mg/L	9.4	9.2	8.0	7.5	7.1	8.1	9.0	7.6	7.7	7.1~9.2
	大腸菌数	CFU/100mL	41	44	270	170	310	250	92	56	76	-
	大腸菌群数	MPN/100mL	22,000	33,000	33,000	49,000	22,000	130,000	24,000	79,000	70,000	1,300~130,000
	全窒素	mg/L	0.37	0.34	0.48	0.34	0.53	0.53	0.44	0.40	0.56	0.48~0.86
	全りん	mg/L	0.020	0.021	0.091	0.13	0.091	0.066	0.072	0.065	0.026	0.031~0.13
	亜鉛	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.006	0.007	<0.003~0.014
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	-
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.29	0.26	0.15	0.08	0.25	0.29	0.19	0.23	0.32	10以下
	ふっ素	mg/L	0.10	0.10	<0.08	0.09	<0.08	0.11	0.10	<0.08	<0.08	0.8以下
	ほう素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下
	クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-
	イオン分析項目	溶解性鉄含有量	mg/L	0.02	0.02	0.12	0.13	0.18	0.05	0.07	0.12	0.03
溶解性マンガン含有量		mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01~0.03
塩化物イオン		mg/L	6.2	6.0	9.4	10	11	7.5	7.0	6.7	8.2	5.2~9.1
硫酸イオン		mg/L	3.6	3.6	6.1	6.7	5.8	5.6	3.8	4.7	30	3.6~11
炭酸水素イオン		mg/L	26	23	36	46	61	25	24	34	52	15~44
硝酸イオン		mg/L	1.4	1.1	0.6	0.4	1.1	1.3	0.8	0.9	1.4	1.1~2.3
ナトリウムイオン		mg/L	6.7	6.7	9.4	11	12	6.9	7.0	7.0	9.4	5.3~10
カリウムイオン		mg/L	0.8	0.8	1.2	1.0	1.2	0.8	0.9	1.2	1.5	0.67~1.1
カルシウムイオン	mg/L	6.7	6.4	8.6	10	14	6.3	6.6	7.4	25	5.4~12	
マグネシウムイオン	mg/L	1.4	1.4	2.3	3.1	3.6	1.9	1.4	2.0	2.4	1.2~3.2	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.031	0.032	0.18	0.073	0.075	0.14	0.090	0.11	0.030	1以下	

注) 1. 表 3.37 参照

2. 「<」は、定量下限値未満であったことを示す。

表 3.42 水質調査結果（ため池）

調査項目	単位	調査地点				調査結果と比較 する基準等 ^{注1}	
		St. 12	St. 13	St. 14	St. 15		
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	-	7.6	7.8	7.4	8.0	7.2~8.0
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	2.7	1.6	1.4	2.6	1.2~3.0
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	5.1	4.6	4.6	6.8	4.3~11
	浮遊物質 (SS)	mg/L	7	3	5	7	2~8
	溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.0	8.8	7.4	9.0	7.4~9.6
	大腸菌数	CFU/100mL	44	3	12	11	-
	大腸菌群数	MPN/100mL	24,000	17,000	7,900	7,000	790~13,000
	全窒素	mg/L	0.48	0.28	0.28	0.55	0.30~1.2
	全りん	mg/L	0.036	0.019	0.016	0.067	0.025~0.042
	亜鉛	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	7.76~13.1
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	-
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	10 以下
	ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
	ほう素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
	クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-
	イオン分析項目	溶解性鉄含有量	mg/L	0.04	0.07	0.03	0.15
溶解性マンガン含有量		mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01
塩化物イオン		mg/L	8.0	8.3	8.7	9.8	8.3~8.6
硫酸イオン		mg/L	0.5	2.0	3.3	6.0	0.9~15
炭酸水素イオン		mg/L	40	26	32	39	20~45
硝酸イオン		mg/L	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	<0.12~0.20
ナトリウムイオン		mg/L	7.8	7.2	8.3	10	7.3~10
カリウムイオン		mg/L	1.1	0.5	0.8	0.6	0.58~0.99
カルシウムイオン	mg/L	6.5	6.0	5.4	8.9	4.5~11	
マグネシウムイオン	mg/L	2.7	1.5	2.2	2.6	1.4~3.3	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.032	0.027	0.023	0.10	1 以下	

注) 1. 表 3.37 参照

2. 「<」は、定量下限値未満であったことを示す。

表 3.43 地下水質調査結果 (St. 16)

	調査項目	単位	分析結果	環境基準
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	-	7.2	-
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	<0.5	-
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	<0.5	-
	浮遊物質 (SS)	mg/L	4	-
	溶存酸素量 (DO)	mg/L	5.4	-
	大腸菌数	CFU/100mL	<1	-
	大腸菌群数	MPN/100mL	2	-
	全窒素	mg/L	0.17	-
	全りん	mg/L	0.21	-
	亜鉛	mg/L	<0.003	-
健康項目	カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003 以下
	全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	<0.01	0.02 以下
	砒素	mg/L	<0.005	0.01 以下
	総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005 以下
	アルキル水銀	mg/L	<0.0005	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	-
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
	チウラム	mg/L	<0.0006	0.006 以下
	シマジン	mg/L	<0.0003	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01 以下
	セレン	mg/L	<0.002	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.16	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.08	0.8 以下
	ほう素	mg/L	<0.05	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	0.05 以下
	クロロエチレン	mg/L	<0.0002	0.002 以下
イオン分析項目	溶解性鉄含有量	mg/L	0.01	-
	溶解性マンガン含有量	mg/L	0.02	-
	塩化物イオン	mg/L	11	-
	硫酸イオン	mg/L	5.6	-
	炭酸水素イオン	mg/L	71	-
	硝酸イオン	mg/L	0.7	-
	ナトリウムイオン	mg/L	14	-
	カリウムイオン	mg/L	1.0	-
	カルシウムイオン	mg/L	12	-
マグネシウムイオン	mg/L	3.6	-	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.026	1 以下	

注) 「<」は、定量下限値未満であったことを示す。

3.6 土壌調査

3.6.1 調査項目及び調査方法

調査項目及び調査方法を表 3.44に示す。

なお、土壌の採取は「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年、環境省）に基づく5地点混合調査により実施した。

事後調査計画書において土壌に係る環境影響評価の検証は、調査結果と環境保全目標の比較により行うこととなっている。環境影響評価書では、土壌中ダイオキシン類に係る環境保全目標（ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準：1,000pg-TEQ/g以下）が示されている。

一方、土壌汚染に係る環境基準項目については、環境保全目標が示されていない。そこで、調査結果のうち土壌汚染に係る環境基準項目は、土壌の汚染に係る環境基準と比較した。

表 3.44 調査項目及び調査方法

調査項目	調査方法
土壌汚染に係る環境基準項目 (表 3.45 参照)	「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示46号)に準拠した方法
ダイオキシン類	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」(平成21年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課)に準拠した方法

表 3.45 土壌汚染に係る環境基準項目

調査項目	分析項目
土壌汚染に係る環境基準項目	カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサソ

3.6.2 調査時期・回数

調査時期・回数は表 3.46に示すとおり、施設の稼働が定常となった時期から1年間のうち代表的な時期に1回実施した。

表 3.46 調査時期・回数

調査項目	調査時期
土壌汚染に係る環境基準項目	令和6年1月17日
ダイオキシン類	

3.6.3 調査地点

調査地点は表 3.6及び図 3.1に示すとおり、大気質調査の調査地点と同様とした。

3.6.4 調査結果

土壌の調査結果を表 3.47に示す。調査結果は、全調査地点で土壌の汚染に係る環境基準及び環境保全目標（ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準）を満足していた。

表 3.47 (1) 土壌調査結果 (St. 1~St. 7)

調査項目	単位	調査地点							土壌汚染に係る環境基準 並びに環境保全目標※
		St. 1	St. 2	St. 3	St. 4	St. 5	St. 6	St. 7	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
有機燐	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
銅	mg/kg	1.6	1.6	<0.5	1.3	5.6	1.4	<0.5	125 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下 ^注
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
ふっ素	mg/L	0.12	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	0.40	3.9	0.41	4.4	5.0	5.2	0.11	1,000 以下

注) シス-1,2-ジクロロエチレンの基準値は、旧基準値である。「<」は、定量下限値未満であったことを示す。

※環境保全目標は、ダイオキシン類についてのみ設定されている。

表 3.47 (2) 土壌調査結果 (St. 8~St. 14)

調査項目	単位	調査地点							土壌汚染に係る環境基準 並びに環境保全目標*
		St. 8	St. 9	St. 10	St. 11	St. 12	St. 13	St. 14	
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
有機燐	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.05 以下
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
銅	mg/kg	<0.5	2.2	1.1	0.7	<0.5	1.7	<0.5	125 以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下 ^注
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
ふっ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.09	0.09	0.16	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	0.17	0.23	1.2	1.9	0.22	2.1	0.16	1,000 以下

注) シス-1,2-ジクロロエチレンの基準値は、旧基準値である。「<」は、定量下限値未満であったことを示す。

※環境保全目標は、ダイオキシン類についてのみ設定されている。